

令和元年度第2回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

1. 日 時 令和2年2月7日（金）午後1時46分から午後3時45分
2. 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
3. 出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、諏訪委員、児玉委員
事務局 総務部長
契約検査課長
契約検査課副主幹兼契約係長
契約検査課副主幹兼検査係長
契約検査課契約係職員2名
4. 議 題 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告
(2) 抽出事案についての審議
(3) 令和2年度からの入札契約制度について
(4) その他

5. 会議概要

会 議 概 要	
(事務局)	開会を宣言する。
【議題（1）】	
(事務局)	～令和元年7月11日から令和元年12月31日までの入札及び契約手続きの運用状況等について、資料に沿って説明～
<質疑応答>	
(委員)	栃木市嘉右衛門町伝建地区案内看板等設置工事は不調となっているが、不調の理由はあるのか。
(事務局)	指名業者に聞き取り等に行っていないが、予定価格と指名業者の見積り価格に折り合いがつかず、全者辞退になったと思料している。
(委員長)	それではこれは契約もされず、実行もされなかったということか。
(事務局)	そのとおりである。
<審議結果>	～了承～
【議題（2）】	
(委員)	今回抽出した4件について、抽出理由を説明する。まず条件付一般競争入札について。（仮称）栃木市文化芸術館建築工事は、契約金額が非常に大きいということ、参加者が1者にとどまっており、落札率も100%に近いことから、入札条件等に問題はなかったの

かということを確認したい。吹上小学校給食共同調理場改築機械設備工事は、落札率が99.29%と非常に高いことから、実際にどのような条件だったのかということを確認したい。

つづいて、指名競争入札について。栃木市総合運動公園北駐車場トイレ改修工事は、市民会議で度々この運動公園のトイレの改修について意見が出ていたため、実際の状況を確認したいということ、落札率が98.45%で高いということである。市道61052号線 配水管布設替工事は、水道施設に関しては、平均落札率が95%前後のところ、90%前後の案件がいくつか見られる。そのなかの1つを抽出した。

(委員長) 抽出事案①(仮称)栃木市文化芸術館建築工事について、説明をお願いします。

(事務局) ~資料に沿って説明~

落札率が高い理由については、設計価格を構成する単価が見積によるものが多いのか、公表されているものが多いのかによるのではないかと考える。設計価格を構成する単価は、本市では栃木県が公表している単価を採用しているものと、建設物価などの書籍により公表されているものがあり、それで公表されているものにはないものは見積を取って単価を設定することになる。土木一式や舗装工事は公表されている単価が多いが、建築一式工事は公表されている単価は多くなく、見積から採用する。すると、こちらで取る見積業者と業者側の見積業者が違うことから同じ内容でも金額が異なることがある。また、同じものと思って見積を取ったとしても、こちらと業者側で取り方や仕様に差があったりすると、そこで違ってくる。このようなことが建築工事では多くあり、今回は金額も大きいから、見積による単価の物件が積み重なり、こちらの予定価格は低く、業者側の見積価格は高くなり、落札率が高くなったのではないかとと思われる。

また、入札に参加した者が1者となった理由については、最大の要因は入札公告から見積締切までの間に、台風19号による災害が発生し、元請、下請、あるいは材料屋の工場ともに被災してしまった、あるいは、業者も応急復旧作業に当たっていたため、入札に参加できなかったのではないかとと思われる。

<質疑応答>

(副委員長) 応札可能業者数のところで、代表構成員になれる者が32者とあるが、県内の業者はこの数の中に入っているのか。入っているとすると何者くらいになるのか。

(事務局) 県内の業者はいなかったと思われる。

(副委員長) 関連して、代表構成員は地域要件を適用しないということだが、業者がないということは、適用できない、適用しようがないということか。

(事務局) 代表構成員については、入札公告日までに完成引渡し完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、かつ、延床面積

2,000㎡以上の美術館等の新築の建築一式工事の施工実績を条件としたため、実績を確認したところ、県内業者までについては、参加できる実績をもった業者が見つからなかった。

今回の案件については、本市初の本格的な美術館ということで、特殊なものを造るということと、工期については、国の補助金を使って工事を行うにあたって、来年度いっぱいには完成させなければならないという事情がある。確実に終わらせるためには、こういった美術館を施工したことがある者に施工してもらいたいということで、条件を設定した。

(委員) 代表構成員の総合点数が1,500点以上としているが、これはどのように決まったのか。県内業者でも1,000点以上というのはそんなにいないはずである。

(事務局) 指摘のとおり1,500点以上の県内業者はいないというのが実情である。1,500点以上とした理由については、施工した実績のある業者を探したところ、総合点数が1,500点以上の業者に実績があった。そういった業者が参加できる要件として設定した。

(委員長) こういった同種同類の建物で、ある規模以上のという実績は資格審査で何か出させるのか。

(事務局) 施工実績ということで、契約書の写しと、設計図書を提出させて、実際の施工実績があるかを確認した。

(委員長) 入札保証金は取らなかったのか。

(事務局) 取っていない。

(委員長) いつも入札保証金は取らないのか。

(事務局) 本市ではそのようにしている。

(委員長) 契約保証金は、契約金額の何%か。

(事務局) 10%である。

(委員長) 現金でも、証券でもよいのか。

(事務局) 現金や証券でも構わない。一番多いのが、保証会社の保証である。

(委員長) 銀行はどうか。

(事務局) 銀行でも構わない。

(委員長) 前払金については、保証金は取らないのか。

(事務局) 保証をしないと前払金を支払うことができないため、保証会社から保証を取ってもらうことになる。

- (委員長) 何%か。
- (事務局) 当該年度分の40%までとなっている。
- (委員長) つつがなく終われば保証書を返すのか。
- (事務局) 保証会社の保証書は返却しないが、金融機関の保証書であれば返却する。
- (委員) (仮称) 栃木市文化芸術館に関しては、建築工事以外にも、電気設備工事と機械設備工事があるが、これも同じ時期に入札が行われたのか。
- (事務局) 時期は一緒である。
- (委員) (仮称) 栃木市文学館建築工事の落札者は除かれることになっているが、これも条件付き一般競争入札で落札したもののか。
- (事務局) そのとおりである。文学館建築は文化芸術館と同敷地内の工事で、近接工事扱いということで、両方は落札できないような措置で条件を設けている。
- (委員) 大手ゼネコンが取ったのか。
- (事務局) 文学館建築工事は、牧田・清田特定建設工事共同企業体になり、両業者とも市内の業者である。
- (副委員長) 電気と管の工事は、地域要件が市内になっている。美術館の特殊性という話があったが、電気、管に関してはそこまでの技術は必要ないというような判断だったのか。
- (事務局) まず電気工事については、発注課に確認したところ、難易度が高いものではなく、市内業者でもできるということだったため、そのように設定した。機械設備工事については、代表構成員に中央熱源方式による空調の施工実績を求めている。その実績は、県内に営業所がある業者まででも何者か確認することができたため、そのように設定した。
- <審議結果> ~了承~
- (委員長) 抽出事案②吹上小学校給食共同調理場改築機械設備工事について、説明をお願いします。
- (事務局) ~資料に沿って説明~
落札率が高い原因については、工事内容に厨房機器設備があるが、厨房機器の単価は栃木県で公表されている単価になく、また、建設物価などの書籍で公表されているものでもない。そうした場合は見積りを取り、その最低価格を積算単価とする。その積算単価が

市と業者とで開きがあるのではないかとと思われる。開きというのは、市はどちらかというと低く、業者は高いというものである。今回の工事では厨房機器の構成が高いことから、見積による単価が多く採用され、市の予定価格が低く、業者の見積金額が高くなり、結果、落札率が高くなったのではないかとと思われる。

<質疑応答>

(副委員長)

調理場の工事の建築一式の方の工事は単体での参加となっているが、工事金額ではほぼ同じような規模だと思うが、本件について共同企業体としたのは、何か理由があるのか。

(事務局)

本市の建設共同企業体取扱要領で、建築一式工事については、JVで発注する基準として、概ね3億円以上というような規模を設定している。建築一式の方の工事は3億円にいかなかったということで、単体での参加とした。今回の工事は設備工事ということで、設備工事については、概ね1億円以上としているため、JVで発注した。

(副委員長)

要領に従ってということで、今回特別な理由があつてということではないわけか。

(事務局)

そのとおりである。

<審議結果>

～了承～

(委員長)

抽出事案③栃木市総合運動公園北駐車場トイレ改修工事について、説明をお願いします。

(事務局)

～資料に沿って説明～

落札率が高い原因については、今回の工事は建築一式で発注されているが、工事概要に記載のとおり、建築改修と電気設備改修、機械設備改修とある。これらのうち電気設備改修は電気、機械設備改修は管の工種のため、自社でできない場合は下請に出すこととなる。建築一式の部分は自社で施工できるので、自助努力により経費の圧縮が可能だが、下請部分は圧縮できるかは不透明な部分がある。こうしたことから自社でできない工事内容が多くあり、落札率が高くなったのではないかとと思われる。

<質疑応答>

(委員)

下請けの割合が多いので、落札率が高かったのではないかということだが、他の工事でも自社では対応できない下請けの割合が高い案件は、落札価格が高くなる傾向があるのか。

(事務局)

自社でできないということと、他に発注して作業をしてもらう工事の割合が多い案件については、高くなる傾向がある。

(委員)

もう一つの考え方として、入札が10月で台風の災害があつた時期と重なっている。業者の方としても応札する余裕がなかった時期かなと思う。入札期間の影響もあるかとは思いますが、その点はいかが

か。

(事務局) そこまでは考えが及ばなかったが、台風の影響というところでは、そもそも入札に参加できず、辞退や入札書不着で失格ということが多かった。

(委員) 補助金を活用する工事だったのか。それに伴い期間的な制約はあったのか。

(事務局) ない。市の単独事業である。

(委員) 補助金絡みであれば入札の時期を遅らせるということはできないと思うが、市の単独事業であれば特殊な状況にあったので、入札の時期を遅らせるなどの配慮が可能だったのではないかと思うが。

(事務局) 栃木市の総合運動公園は開園してから相当年月が経っており、様々な園内の施設が老朽化している状況がある。そこをいつも利用している市民からは、早急に施設を直してほしいというような強い要望が寄せられていた。工期が2月いっぱいということで、市としてはなんとか早くスポーツの季節になる前に新しい施設を提供したいという思いもあり、悩ましいところではあるが、入札を予定通り執行したということである。

(委員) トイレの便器は特注ではなく、通常のものになるのか。

(事務局) 特殊なものではない。

(委員) 一般的な製品であると業者もなかなかそこで儲けるといっても難しい。だから入札価格が高くなっていくというのもあるのかなと思う。
これは新築ではなく改修のようだから、元の構造は利用しているのか。

(事務局) 利用している。

<審議結果> ~了承~

(委員長) 抽出事案④市道61052号線 配水管布設替工事について、説明をお願いします。

(事務局) ~資料に沿って説明~
落札率が低い理由については、岩舟地域の水道施設工事の入札は落札率が低い傾向にある。競争の激化か受注意欲が高かったものと思料される。

<質疑応答>

(事務局) 落札率についてだが、7月から12月までの平均落札率が全体で95.58%だったが、今年度全体でみても95.59%となっている。その中でも工種別にみると、建築は96.58%で平均より1%

ほど高く、水道は94.91%で平均より1%低い。先程岩舟という話もあったが、全体的にみても水道は低めになっている。

(委員長) 施工写真があるが、今は写真をどのような形で提出させているのか。

(事務局) 工事が終わったら工事写真を提出してもらおうが、今年から、電子納品という提出方法が始まった。従来の紙で冊子にして出してもらうパターンと、CD-Rに電子データを収めて納品してもらうパターンをどちらか選んでもらい、提出していただいているところである。

(委員長) 条件付一般競争入札でも、指名競争入札でも、契約保証金の条件は変わらないか。

(事務局) 設計金額が500万円以上の場合には、契約保証金の対象となる。500万円未満であれば契約保証金はなしで栃木市は運用している。

(委員長) 規定業者数とあるが、条件付一般競争入札では、必ずしも参加業者数が規定業者数に収まっていないが、それでも構わないということか。

(事務局) 条件付一般競争入札の場合は、10者以上参加できるように要件を設定するというので、10者以上であれば何者でもということである。

(委員長) それにもかかわらず、6者とか7者とか時によると1者になることは仕方がないということか。

(事務局) そのとおりである。結果そうってしまったということである。

<審議結果> ~了承~

【議題(3)】

(事務局) ~栃木市低入札価格調査制度事務処理要綱及び栃木市最低制限価格制度事務処理要綱の一部改正について、資料に沿って説明~

<質疑応答>

(委員) この改正によって発注者、あるいは受注者それぞれにどのようなメリット等があるのか。

(事務局) 基準価格が上がることで、失格にならないで落札する金額が上がり、落札率が若干上がる可能性はある。
また、国において、モデルを見直すねらいは工事労働者の賃金を上げることにあると思われる。

(委員) 落札価格が上がるということはそれをどの側面で見るとか考え方はあると思うが、政府の方の考え方でいけば、上がるということ

はそれなりに労働者の賃金アップ、あるいは下請価格のアップにもつながることになるということか。

(事務局) 下請の賃金にも反映されるのではないかと考えている。

(委員) 落札価格が上がってくるというのは、必ずしも悪いことではなく、そういう意味でのプラスもある。

(事務局) 建設業界の賃金環境の改善にも影響があるのではと考える。

(委員長) せっかく国が設計単価を決めて手直しして上がっていても、末端にいる作業員にそれが反映されないことがある。同じ仕事をしていても、1次下請けの作業員と2次下請けの作業員と3次下請けの作業員では違ってくる。経費として取られるから下がってってしまう。

<審議結果> ~了承~

【議題(4)】 ~なし~

(事務局) 閉会を宣言する。

~終了~